

高槻中学校・高槻高等学校 図書館利用規程

(令和4年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、高槻中学校・高槻高等学校図書館（以下、「図書館」という。）の適正な利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親権者等 高槻中学校学則第14条及び高槻高等学校学則第14条に定める者をいう。
- (2) 長期休暇 高槻中学校学則第8条第1項第3号から第5号及び高槻高等学校学則第7条第1項第3号から第5号に定める日をいう。（夏休み、冬休み、春休み）

(利用者)

第3条 図書館を利用することができる者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高槻中学校及び高槻高等学校の生徒
- (2) 高槻中学校及び高槻高等学校の教職員
- (3) 第1号に定める者の親権者等
- (4) その他、校長が認めた者

(開館時間)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 通常時 午前8時40分から午後5時50分まで
 - (2) 長期休暇中 午前9時から午後5時まで
- 2 前項第1号の定めにかかわらず、通常時の月曜日から金曜日までは午後6時50分まで開館することがある。この場合、午後5時50分以降の利用者は所定の利用手続きを経た高槻高等学校の生徒に限る。
- 3 前2項の定めにかかわらず、校長が必要と認めたときは、開館時間の変更をすることがある。
- 4 開館時間中であっても、図書館内で行われる教育活動及び学校行事等により、図書館の利用の全部もしくは一部が制限されることがある。第3条第1項第3号及び第4号に定める者は、授業時間中の利用はできない。

(閉館日)

第5条 閉館日は、次のとおりとする。

- (1) 高槻中学校学則第8条第1項及び高槻高等学校学則第7条第1項に定める日

(2) 学年暦に定める自宅学習日

2 前項の定めにかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に閉館又は開館することがある。

(利用カード)

第6条 図書館を利用しようとする第3条第1項各号に定める利用者は、所定の手続きにより図書館利用カード（以下、「利用カード」という。）の交付を受けることができる。

2 利用カードの発行を受けた利用者は、図書館利用時には利用カードを携帯しなければならない。

3 利用カードは、他人に貸与、譲渡、又は転売をしてはならない。

4 利用カードの交付方法については、別に定める。

5 利用カードを紛失した者は、すみやかにその旨を届け出なければならない。

(閲 覧)

第7条 利用者は、図書館内の所定の場所で図書資料を自由に閲覧することができる。ただし、別に定める注意事項を守らなければならない。

(貸 出)

第8条 貸出を受けようとする利用者は、利用カードを提示して、所定の手続きを経なければならない。

2 貸出冊数及び期間とその延長は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に定める者

貸出冊数	5冊まで ただし、長期休暇中は10冊まで
貸出期間	2週間 ただし、長期休暇中は始業式の翌日まで
貸出期間の延長	予約がなければ可能

(2) 第3条第1項第3号及び第4号に定める者

貸出冊数	3冊まで ただし、長期休暇中は5冊まで
貸出期間	2週間 ただし、長期休暇中は始業式の翌日まで
貸出期間の延長	予約がなければ可能

3 貸出期間の延長を受けようとする場合は、所定の手続きを経なければならない。

4 校長が別に指定する資料については、貸出を禁止する。

(返 却)

第9条 利用者は、所定の手続きにより、定められた期日までに、貸出を受けた図書資料の返却をしなければならない。

- 2 利用者が、卒業、退学、転学、退職、転出等によりその利用資格を失ったときは、直ちに貸出を受けた図書資料の返却をしなければならない。
- 3 図書資料の返却が行われなかった場合は、当該利用者に対して返却を督促する。

(予 約)

第 10 条 利用者は、貸出を受けようとする図書資料が閲覧中もしくは貸出中のときは、所定の手続きにより予約をすることができる。

- 2 予約による保管は1週間以内とする。

(施設・設備の利用)

第 11 条 図書館内施設・設備の利用は、次のとおりとする。

- (1) リーディングテラス席は、次に掲げる者が所定の手続きを経て利用できる。
 - ① 高槻高等学校3年生
 - ② 高槻高等学校2年生（国公立大学入学者選抜後期日程試験日以降に限る。）
- (2) アクティブラーニングコモンズでは、グループワークを行うことができる。この場合でも他の利用者の迷惑とならないよう節度を保たなければならない。
- (3) 利用者は、図書館内でタブレット、ノートパソコン等の電子機器（以下、「電子デバイス」という。）を使用することができない。ただし、次の場合を除く。
 - ① 図書館所蔵の図書資料の検索
 - ② 正課の授業
 - ③ 利用者が図書館内での電子デバイス使用を申請した場合

(規 律)

第 12 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書資料を、紛失、汚損又は破損しないこと
 - (2) 図書資料は、貸出を受けた利用者が責任を持って保管し、これを他人に転貸しないこと
 - (3) 貸出を受けた図書資料は、期限までに返却すること
 - (4) 図書館内での飲食を行わないこと
 - (5) 図書館内では静粛に努めること
 - (6) 荷物のみを置いて場所取りを行わないこと。また、貴重品等は必ず身につけること
 - (7) 図書館内では掲示及び教職員の指示に従うこと
- 2 次の者には、貸出停止もしくは利用停止の措置を講じることがある。なお、第3条第1号に定める利用者については、高槻中学校学則第29条もしくは高槻高等学校学則第31条に定める懲戒の対象になり得る。
- (1) 貸出期限を著しく超過した者
 - (2) 貸出手続きを経ないで、図書資料を図書館外へ持ち出し又は持ち出そうとした者
 - (3) 禁帯出の資料を図書館外へ持ち出し又は持ち出そうとした者
 - (4) 図書館利用環境を著しく乱した者

(5) その他、この規程に著しく違反した者

(賠償責任)

第13条 利用者が図書資料を紛失又は汚損したとき、設備・備品を破損したときは、直ちに届け出て、同一のもの（新品）又はそれに相当するもの（ただし、図書館が指定したものに限る。）を弁償するものとする。

(購入希望)

第14条 第3条第1号及び第2号に定める利用者は、必要な図書資料が図書館にない場合は、所定の手続きにより図書館に図書資料を備えるための購入を希望することができる。ただし、別に図書館が定める図書資料については購入希望を受け付けない。

(その他)

第15条 この規程の施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、教育推進部会議（校長・副校長・教頭・主幹教諭を構成員とする。）の議を経て、校長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。